

■令和8年度 所得段階別介護保険料

令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられました。

一方で、介護保険制度は3年を1期とするサイクルで保険料収入を見込み、介護保険事業を運営しています。介護保険料は住民税の課税状況や合計所得金額などを算定基準としていますので、今回の税制改正により介護保険収入が減少し、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入不足によって事業運営に支障が出ることを避けるため、介護保険法施行令の規定について、税制改正の影響を受けないよう改正が行われました。

このことにより、令和8年度の改保険料の算定に限り、改正前の控除額に調整して計算を行います。その結果、住民税が非課税となった場合には、介護保険料の所得段階では課税とみなされる場合があります。介護保険制度運営のため、ご理解をいただきますようお願いいたします。

段階	対象者	年額保険料
第1段階	・世帯全員が住民非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が <u>82万6500円以下</u> の方 ・生活保護の受給者	32,487円 ※(20,349円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が <u>82万6501円以上</u> 120万円以下の方	48,909円 ※(34,629円)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が 120万1円以上の方	49,266円 ※(48,909円)
第4段階	・本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、合計所得金額＋課税年金収入額が <u>82万6500円以下</u> の方	64,260円
第5段階 (基準額)	・本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で第4段階以外の方	71,400円
第6段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 120万円未満の方	85,680円
第7段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 120万円以上 210万円未満の方	92,820円
第8段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 210万円以上 320万円未満の方	110,670円
第9段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 320万円以上 420万円未満の方	124,950円
第10段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 420万円以上 520万円未満の方	139,230円
第11段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 520万円以上 620万円未満の方	153,510円
第12段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 620万円以上 720万円未満の方	167,790円

第13段階	・ 本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	182,070円
第14段階	・ 本人が住民税課税で合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	196,350円
第15段階	・ 本人が住民税課税で合計所得金額が920万円以上の方	210,630円

※第1段階・第2段階・第3段階の保険料は、消費税による公費により軽減されています。

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階の人は、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。